

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）では、女性の人権を守るための相談活動として、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。

この「女性の人権ホットライン」は、全国50か所の法務局に常設されていますが、相談活動の強化を目的として、下記のとおり、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施します。

強化週間中は、平日の相談受付時間（通常は午後5時15分まで）を午後7時まで延長するとともに、土曜日・日曜日にも電話相談に応じます。

記

1. 実施期間 令和6年11月13日（水）から同月19日（火）までの7日間
2. 受付時間 (1) 強化週間中の平日は、午前8時30分から午後7時まで
(2) 強化週間中の土曜日・日曜日は、午前10時から午後5時まで
3. 電話番号 **全国共通ナビダイヤル 0570-070-810**
ゼロナナゼロのハートライン
※ 一部のIP電話からは接続できません。
4. 相談員 法務局職員及び人権擁護委員
5. 相談内容 ・ 配偶者・パートナーから暴力（言葉の暴力を含む）を受けている
・ 職場でハラスメントを受けている など

※ 救済措置を講じた主な事例については、別添1のとおり。
6. 「女性の人権ホットライン」の利用件数と相談内訳（別添2のとおり）

なお、法務省ホームページでは、インターネットによる人権相談を常時受け付けています。
(パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

けん さく
検索

